

世田谷区風景づくり計画改定(素案)から(案)への主な変更点

世田谷区風景づくり計画改定(素案)から(案)への主な変更箇所は下表のとおり

下線部は文中の追加・変更・削除箇所

頁(案)	項目	案	素案
全体	写真	(変更) すべての写真を見直し、必要に応じて更新・追加。	現行計画のまま
各章のはじめ	インデックス	(追加) 各章の区切りが分かるように、各章の表紙ページの脇にインデックスを追加。	記載なし
2、3	■風景づくりにつながる行動	【鳥瞰図など】(移動) 計画を見る方がはじめに「風景づくり」をイメージしやすいよう、掲載位置を第1章から冒頭の目次の前へ移動。 (追加) 「子ども向けアンケート」の結果を受けて、「 <u>みどりに癒される</u> 」「 <u>好きな場所で楽しく過ごす</u> 」「 <u>季節を感じ散歩する</u> 」の項目を追加。 下地の絵が見やすくなるよう調整。	第1章(1-3、1-4)に掲載
6	目次	【コラムの目次】(追加)	記載なし
1-10	コラム:これまでの風景づくりの取組み(抜粋)	【コラム②区による公共施設整備の取組み】(追加) <u>世田谷区では、～、歩く人の快適さを重視した自由で五感に訴える魅力があります。</u>	記載なし
1-12	コラム	(削除) (4-7と重複した内容のため)	④地域の魅力や特徴を活かした風景づくりの取組み～
2-7、9、11、13、15、17、19、21	2. 世田谷の風景特性	【風景特性の各図】(変更) 最新情報に更新。	現行計画のまま
2-7		【世田谷の風景特性(地形)】(削除) 埋蔵文化財、古道、緑道の情報は削除(2-11に記載されている)。	現行計画のまま
2-14		【世田谷の原風景としての農の風景】 第3段落(変更) 区では、生産緑地の指定や農業振興の取組みに加え、必要な農地の保全を図	区では、生産緑地の指定や農業振興の

		るため、世田谷区農地保全方針に基づき「農地保全重点地区」を計7か所指定(令和7年(2025年)度時点)しています。また、喜多見四・五丁目は、「農の風景育成地区(東京都指定)」に指定されています	取組みに加え必要な農地の保全を図るため、世田谷区農地保全方針を策定し、「農地保全重点地区」を計7か所指定(平成26年(2014年)度時点)しています。また、喜多見四・五丁目は、東京都の「農の風景育成地区」に指定されています。
2-19		【世田谷の風景特性(みち)】(追加) 図中に全ての緑道名を追記。	現行計画のまま
3-3	今後の取組みに向けたキーワード	【キーワード マネジメント】(変更) 風景づくりにおいても、新しくつくる姿勢だけでなく、今あるものを大切に維持管理、利活用しながら、風景を引き継ぎ、さらに魅力あるものに磨きをかけていくという姿勢も重視します。	【キーワード 維持管理】 風景づくりにおいても、新しくつくる姿勢だけでなく、今あるものを大切に維持管理しながら、風景を引き継ぎ、さらに魅力あるものに磨きをかけていくという姿勢も重視します。
3-5	コラム:今後の取組みに向けたキーワードについて	【①グリーンインフラ】第4段落(変更) 小田急線上部利用施設では～、シモキタ雨庭広場では傾斜地形を活かし周囲に降った雨水を集めて地下に貯留・浸透させる植栽地「雨庭」をはじめ、～創出しています。	小田急線上部利用施設では～、シモキタ雨庭広場では傾斜地形を活かして降雨時に水の移ろいを楽しめる「雨庭」をはじめ、～創出しています。
3-10	にぎわい	【みち】(変更) ・幹線道路や地区幹線道路などは、多くの人が日々利用し、目にする風景であり、街の骨格です。道路整備の際は、街路樹などによる潤いのある風景の形成や既存道路を含む無電柱化の推進を検討します。また、沿道の建設行為等に対しては、このことを踏まえた風景づくりを誘導します。	・幹線道路や地区幹線道路などは、多くの人が日々利用し、目にする風景であり、街の骨格です。道路整備の際は、街路樹などによる潤いのある風景の形成の推進や無電柱化整備を検討します。また、沿道の建設行為等に対しては、このことを踏まえた風景づくりを誘導します。
3-25	コラム:地域活動から生まれる風景の事例	【事例3】シモキタ園芸部】(追加) 「シモキタ園芸部」は、～まちに対する愛着や関心を育む場にもなっています。	記載なし
4-7	界わい形成地区	本文 2 段落目(追記) 今後、一定の地区において、～検討を進めます。	現行計画のまま
4-10	●みどりづくりからつながる風景づくり	【みどりと花いっぱい協定制・公園等における「花による緑化推進」協定制】(変更) 花や自然を大切にする心を育み、花づくりを通して地域のつながりを深める活動の支援として、区と協定を結んだ	【みどりと花いっぱい活動】 花や自然を大切にする心を育み、花づくりを通して地域のつながりを深める活動の支援として、区と協定を結んだ

		地域住民や団体(3名以上)に対して、 <u>公共施設、公園、商店街、緑道、身近な広場の花壇やプランターに植え付ける花苗などの資材を提供する制度です。</u>	地域住民や団体(3名以上)に対して、 <u>公園や商店街などの花壇やプランターに植え付ける花苗などの資材を提供する制度です。</u>
4-11	●地域活動からつながる風景づくり	【市民活動支援事業】(変更) <u>団体や企業などによる地域課題や社会的課題の解決を目的とし、採択された事業について「ふるさと納税を活用したクラウドファンディング」の機会を提供し、そこで集めた寄附金を原資として、区が団体へ補助する形で支援する制度です。</u>	【市民活動支援事業】 区民生活の向上や豊かな地域社会の実現を目的に、さらなる市民活動の促進を図るため、NPO等の市民活動団体と区が地域の課題解決などのために事業などを実施する「提案型協働事業」を実施しています。
4-12	●環境や安全への配慮からつながる風景づくり	【雨水タンクの設置助成】(変更) <u>屋根に降った雨水を貯めて、庭の水やりなどの雨水の有効活用をはかることで洪水対策にもなる、雨水タンクの設置費用の一部を助成する制度です。</u>	【雨水タンクの設置助成】 <u>大雨時の道路の冠水や、雨水が河川へ一気に流入することによる河川の氾濫の抑制につなげるため、雨水タンクの設置費用の一部を助成する制度です。</u>
		【雨水浸透施設の設置助成】(変更) 雨水を敷地内の地下に浸透させることで、 <u>大雨時に雨水が河川や下水道に一気に流入することによる浸水被害の軽減、地下水・湧水の保全につなげるために、雨水浸透施設の設置費用の一部を助成する制度です。</u>	【雨水浸透施設の設置助成】 雨水を敷地内の地下に浸透させることで、 <u>グリーンインフラ(雨水貯留浸透、湧水保全、みどりの保全や創出、ヒートアイランド現象の抑制など)に繋げるため、雨水浸透施設の設置費用の一部を助成する制度です。</u>
4-14	(2)協働による魅力的な風景づくりを進める具体的な取り組み	タイトルと本文(追記) タイトルに「 <u>協働による魅力的な風景づくりを進めるための</u> 」を追記。 本文に目的が伝わる表現を追記。	記載なし
		【普及啓発の取組み】(追加) ・ <u>地域風景資産の検討</u> <u>時代にあわせた選定・登録のあり方の検討、活動の担い手が不足している団体などへの支援、新たな活動団体の登録、地域風景資産の周知や普及啓発など、地域風景資産制度の更なる発展に向けた検討や取組みを区民とともに進めていきます。(詳細は P4-2 参照)</u>	記載なし

		<p>(変更)</p> <p>・セミナーやフォーラムの開催 風景づくり活動を行う団体同士での交流会や、区民を対象とした都市デザインフォーラムなどを開催します。<u>開催の内容については区民へ広く発信・共有するとともに、新しい担い手と既存の活動団体などがつながるきっかけとしていきます。</u></p>	<p>・セミナーやフォーラムの開催 風景づくり活動を行う団体同士での交流会や、区民を対象とした都市デザインフォーラムなどを開催していきます。</p>
		<p>(追加)</p> <p>・子ども向け冊子の発行 <u>子どもたちに風景や風景づくりについて興味を持ち、知ってもらうため、写真やイラストを活用した冊子を発行し、風景づくり教育などにおいて活用していきます。</u></p>	記載なし
4-16	コラム:子どもの意見聴取の取組み	<p>【子どもを対象としたアンケートの実施】(追加) <u>令和4年(2022年)に施行された～今後も大切に守り育てていきたいと考えています。</u></p>	記載なし
5-4,5	建設行為等の流れ、景観計画区域図	<p>(変更)</p> <p>カラー</p>	モノクロ
7-2～4	<p>1. 公共施設における風景づくりの考え方</p> <p>2. 公共施設の整備に関する指針</p> <p>3. 「風景づくりのガイドライン(公共施設編)」に基づく整備など</p>	<p>【本文中】(追加)</p> <p>～整備や維持管理、利活用～</p>	～整備や維持管理～
7-3	コラム:風景づくりに配慮した公共施設の整備や維持管理、利活用	<p>【事例1)区立保健医療福祉総合プラザ】 第2段落(変更)(内容の訂正) また、(削除)省エネルギー設備の～配慮されています。</p>	<p>【事例1)区立保健医療福祉総合プラザ】 第2段落 また、東日本大震災を踏まえ、防災拠点となるよう防災・交流広場や備蓄庫が整備されるなど、災害時の機能も備えています。さらに、省エネルギー設備の～配慮されています。</p>

		<p>【事例2】世田谷代田駅前広場【(変更)】 「世田谷代田駅前広場」は、平成12年(2000年)に実施したアンケート調査を皮切りに、平成22年(2010年)に駅前広場整備計画を策定、その後ワークショップなどを通じて地域の方々と意見交換等を行いながら検討を進めました。整備にあたっては、交通の安全性に配慮しながら、小田急線上部の連続した空間づくりの指針として策定された「北沢デザインガイド」に基づき、舗装や道路附属物の色彩を周辺環境に合わせるなど、街並みに一体感が生まれるよう配慮しています。</p> <p>また、広場の舗装には、地名の由来といわれている伝説の巨人「だいだらぼっち」の足跡をかたどった装飾を取り入れ、案内板を設けることにより、地域の個性を伝える魅力的な風景をつくり出しています。</p>	<p>【事例2】世田谷代田駅前広場】 「世田谷代田駅前広場」は、平成12年(2000年)に地域にお住まいの方々と検討が始まり、平成22年(2010年)に駅前広場整備計画を策定しました。その後ワークショップなどを通じて地域の方々から意見や要望を頂きながら検討を進めました。整備にあたっては、利用者の安全安心に配慮しつつ、水捌けを考慮した舗装材の利用などの機能面に加えて、地域の個性を活かしながら、秩序のある連続した空間づくりに役立つためのデザインの指針として策定された「北沢デザインガイド」に基づき、舗装や道路附属物の色彩を周辺環境に合わせるなど、駅前広場内の施設と調和したデザインにすることで、街並みに一体感が生まれるよう配慮しています。</p> <p>また、広場の舗装には、かつて代田の地に存在し、代田の地名の由来とされている「だいだらぼっち」の足跡をモニュメントとして示し、由来などの案内板も設けることにより、地域の伝承を継承し、特徴的で魅力的な風景を作り出しています。</p>
7-5, 6	(1)景観重要公共施設の整備に関する事項	<p>【1】道路の図【(変更)】 富士山への眺めの図を更新。</p>	現行計画のまま
関連資料		記載内容を確認し、更新・追加。	添付なし
参考資料		記載内容を確認し、更新・追加。	添付なし